

< 参考資料 >

- 参考資料1 化学物質を取り扱う事業場における作業環境測定結果の推移
- 参考資料2 特殊健康診断の対象者・頻度について
- 参考資料3 リスクアセスメントを実施していない理由
- 参考資料4 労働安全衛生規則の衛生基準における関係条文抜粋

化学物質を取り扱う事業場における作業環境測定結果の推移

| 有害作業の種類 | 作業環境測定の結果 管理区分Ⅲだった事業場の割合 | | | |
|---------------------------|-----------------------------|------|------|------|
| | H8年 | H13年 | H18年 | H26年 |
| 粉じん作業が行われている事業場 | 5.7% | 5.6% | 7.4% | 7.7% |
| 有機溶剤業務が行われている事業場 | 3.8% | 3.3% | 4.3% | 5.0% |
| 特定化学物質の製造・取扱い業務が行われている事業場 | 1.2% | 1.2% | 2.9% | 5.7% |

資料出所:平成8年「労働環境調査」、平成13年「労働環境調査」、平成18年「労働環境調査」、平成26年「労働環境調査」

粉じん障害防止規則（抄）

第26条の3 事業者は、前条第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所については、直ちに、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第一管理区分又は第二管理区分となるようにしなければならない。

有機溶剤中毒予防規則（抄）

第28条の3 事業者は、前条第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所については、直ちに、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第一管理区分又は第二管理区分となるようにしなければならない。

特定化学物質障害予防規則（抄）

第36条の3 事業者は、前条第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所については、直ちに、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第一管理区分又は第二管理区分となるようにしなければならない。

特殊健康診断の対象者・頻度について

- ・ 特殊健康診断は、基本的に個人のばく露の状況にかかわらず、常時業務に従事した者には、決まった期間ごとの健康診断の実施が義務づけられている。
- ・ 有機溶剤中毒予防規則には、特例として、有所見者がいなかった場合の実施の免除規定はあるが、個人のばく露の状況に応じた仕組みではない。

【有機溶剤中毒予防規則】

- 事業者は、前項の業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。
- 事業者は、前項に規定するもののほか、第一項の業務で別表の上欄に掲げる有機溶剤等に係るものに常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期に、別表の上欄に掲げる有機溶剤等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

<特例>

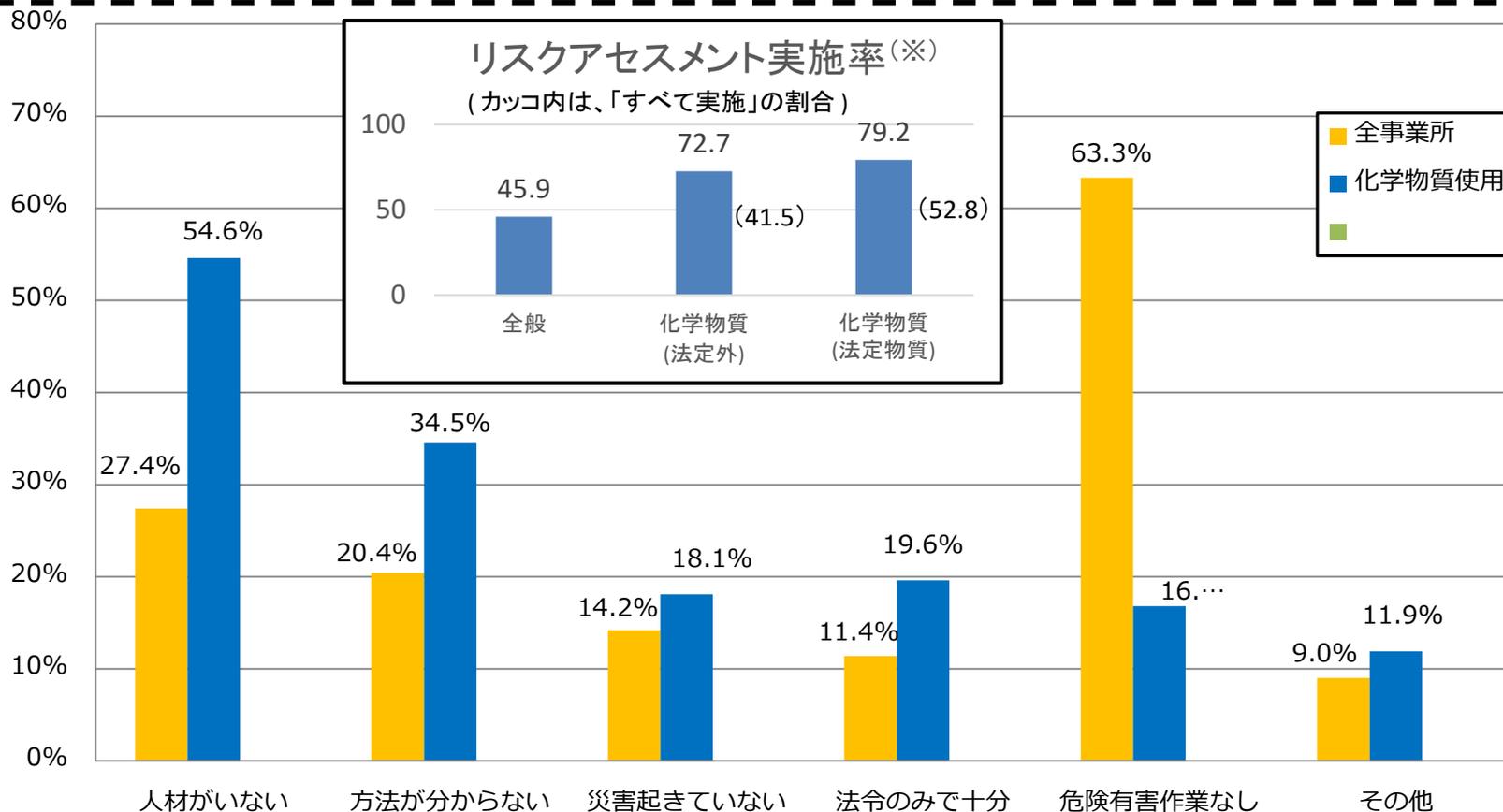
- 事業者は、第二十九条第二項、第三項又は第五項の健康診断を三年以上行い、その間、当該健康診断の結果、新たに有機溶剤による異常所見があると認められる労働者が発見されなかつたときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、その後における第二十九条第二項、第三項又は第五項の健康診断、第三十条の有機溶剤等健康診断個人票の作成及び保存並びに第三十条の二の医師からの意見聴取を行わないことができる。

【特定化学物質障害予防規則】

- 事業者は、令第二十二条第一項第三号の業務(石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等の製造に伴い石綿の粉じんを発生させる場所における業務及び別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務を除く。)に常時従事する労働者に対し、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じ、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。
- 事業者は、令第二十二条第二項の業務(石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発生させる場所における業務を除く。)に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、別表第三の上欄に掲げる業務のうち労働者が常時従事した同項の業務の区分に応じ、同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

リスクアセスメントを実施していない理由（複数回答）

○ リスクアセスメントを実施していない理由は、「十分な知識を持った人材がない」、「実施方法が判らない」が比較的多く、特に化学物質使用事業場においてはその傾向が顕著であり、支援の必要性が高い。全ての法定物質についてリスクアセスメントを実施している事業場の割合は約53%であり、実施の徹底が必要。



(資料出所) 平成29年労働安全衛生調査（実態調査）概況

※ 実施率集計 「化学物質」のリスクアセスメント実施率は、「すべての化学物質について実施」、「一部実施」の合計

※※ 理由集計 「全事業所」：概況（全調査対象事業所の50.4%がいかなるリスクアセスメントも実施していない）

「化学物質使用」：特別集計（化学物質使用事業所（全調査対象事業所の6.7%）の8.4%がいかなるリスクアセスメントも実施していない）

労働安全衛生規則の衛生基準における関係条文抜粋

○ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

第22条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二～四 （略）

○ 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）

第三編 衛生基準

第一章 有害な作業環境

（有害原因の除去）

第576条 事業者は、有害物を取り扱い、ガス、蒸気又は粉じんを発散し、有害な光線又は超音波にさらされ、騒音又は振動を発生し、病原体によつて汚染される等有害な作業場においては、その原因を除去するため、代替物の使用、作業の方法又は機械等の改善等必要な措置を講じなければならない。

（ガス等の発散の抑制等）

第577条 事業者は、ガス、蒸気又は粉じんを発散する屋内作業場においては、当該屋内作業場における空気中のガス、蒸気又は粉じんの含有濃度が有害な程度にならないようにするため、発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置を設ける等必要な措置を講じなければならない。

第三章 保護具等

（呼吸用保護具等）

第593条 事業者は、著しく暑熱又は寒冷な場所における業務、多量の高熱物体、低温物体又は有害物を取り扱う業務、有害な光線にさらされる業務、ガス、蒸気又は粉じんを発散する有害な場所における業務、病原体による汚染のおそれの著しい業務その他有害な業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具を備えなければならない。

（皮膚障害等防止用の保護具）

第594条 事業者は、皮膚に障害を与える物を取り扱う業務又は有害物が皮膚から吸収され、若しくは侵入して、健康障害若しくは感染をおこすおそれのある業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具を備えなければならない。